



# まちづくりで大切にしたいことは何？

## 求められる驚き・不安の解消

池袋本町地区の2つの都市計画道路が、東京都の進める木密地域不燃化10年プロジェクトの特定整備路線に選定されました。東京都による都市計画道路の説明会や、豊島区によるまちづくりアンケートやアンケート結果説明会が行われるなど、地区は慌ただしい雰囲気になってきました。

今後30年間で70%の確率と言われる首都直下地震が発生すると、都内では大きな被害が発生し、日本経済全体にも重大な悪影響が及ぶことから、大地震による被害を軽減することを目指す東京都の木密地域不燃化10年プロジェクトは、大変重要なものです。

一方、生活者の視点では、自分の家や家族の生活がどうなるかが一番の関心事ではないでしょうか。60数年前に決定された道路計画が急に動き出したことで、驚きや不安の声が出ています。また、行政の説明不足を指摘する声も数多く聞かれます。そもそもこの事業によって、自分の家や生活がどう変わるのかわからないという人も多いのではないかと思います。

この地区のまちづくりで何を大切にしたいかを確認し、生活者の意見を道路づくりに反映させるとともに、驚きや



不安を解消していくことが、いま求められています。

## 住み続けられるまちづくり

新しいまちづくりの会では、都市計画道路の問題について協議しています。会からの呼びかけに応じて多くの方が新たに参加され、活発な協議が行われています。都市計画道路に対する疑問や不安の声も出ています。議論を整理するために、このまちで何を大切にしたいか、そのために必要なことは何かという協議の進め方をしています。その中で出てきたキーワードの一つが「住み続けられる」です。長年住み慣れた池袋本町地区だからこそ、住み続けられるまちづくりを大切にしたいということです。そのためには商店街も大切、安全・安心なまちづくりも大切です。何よりも今の住みやすい環境やコミュニティを守りたいという意見が多く寄せられています。

しかし、現実には、都市計画道路の計画線内には、多くの方が暮らし、様々な店舗や医院、銭湯などが存在しています。こうした人たちの移転先が問題となります。東京都や豊島区に、様々な方法によって地区内に多くの人や施設が残れるような手法の検討や手厚い対策や補助制度を求めていくことが重要です。

## 東京都や豊島区への提言書を検討中

協議会では、説明会で出された地域の皆さんの

ご意見をふまえながら、住民から見たより良い道路づくりやまちづくりについて、提言書を検討しています。今のところ、下記の目次に沿ってまとめようとしています。事業の進め方への配慮を要望しながら、道路をつくるにしても地域に役立つ道路にしていきたいこと、池袋本町にふさわしいまちづくりをすることを求めています。

都市計画道路の整備は、平成32年度完成を目指して急ピッチに進められようとしています。まちの意見が道路づくりに反映されるよう、できるだけ早い機会に東京都や豊島区に提言する予定に

しています。



新しいまちづくりの会の様子

## 池袋本町地区の都市計画道路補助 73・82 号線及び関連まちづくりに関する提言書（目次案）

### 1 道路整備のすすめ方

- (1) 地区全体へ広報と、丁寧な説明・情報の提供による疑問や不安の解消
- (2) 地区内に常設の相談窓口を設けるなど権利者へのきめ細かい対応
- (3) 生活や事業を営んでいる方が地区にとどまりうる対策の強化
- (4) 地域の理解と協力を得るため、事業期間の柔軟化

### 2 池袋本町の防災と地域に役立つ道づくり

- (1) 交通量を抑え、環境悪化を招かない道路
- (2) 高齢者や子どもたちなど人にやさしく、安心して移動できる道路
- (3) 災害時でも安全に避難や災害対策活動がしやすい道路
- (4) 長年培ったコミュニティをいっそう育む道路

### 3 池袋本町にふさわしい、次代にも通用する沿道まちづくり

- (1) 沿道における池袋本町にふさわしい街並みの誘導
- (2) 道路整備に合わせて、商店街の再生、駅周辺の改善、重点街区の整備
- (3) 地区全体で、住み続けられる安全・安心のまちづくり

### 4 今後の取り組みについて

- (1) 新しいまちづくりの会の継続的取り組みへの支援
- (2) 本会と東京都及び豊島区との意見交換の継続的な実施

# 豊島区が進めるこれからのまちづくり

## 燃えないまちづくりのために…不燃化特区

不燃化特区とは、東京都が進める木密地域不燃化10年プロジェクトで行う制度です。豊島区では平成25年度から東池袋四・五丁目地区で実施されており、池袋本町・上池袋地区でも平成26年度から実施するべく、東京都に申請がおこなわれています。

この不燃化特区では、地区を燃えない街にするために、現在準防火地域に指定されている地域に、「新たな防火規制」を導入します。これは、これまで認められていた防火造（木造モルタル造などの建物）が建築できなくなり、準耐火構造（防火造よりも内装・外装共に燃えにくい構造にする建物）の建物にするなどの規制となります。

この規制は現在建っている建物への規制ではなく、

新たに建築しようとする時に受ける規制です。区では、地区の不燃化を加速させるために次の助成制度の導入を予定しています。

- 戸建て建替え助成
  - 除却費 助成上限100万円
  - 建築設計及び監理費 助成上限100万円
- 老朽建築物除却費
  - 除却費 助成上限100万円
- 不燃化建替えて新築した住宅に関する固定資産税・都市計画税を最長5年間免除
- 防災上危険な老朽住宅を除却した更地にかかる都市計画税・固定資産税を最長5年間8割減免

豊島区では、これまで池袋本町地区で進めてきたまちづくりをさらに進めて、燃えないまちとしていくために、「不燃化特区」と地区計画などのまちづくりルールの導入を検討しています。

## 地区計画などのまちづくりルールの導入

地区計画とは、地区の実情にあった街並みの形成を図るための方法です。建築基準法は全国一律の規制ですが、地区計画を導入することによって、それぞれの地区の状況に合わせてルールを決めることができます。例えば地区にふさわしくない用途の建物を禁止したり、小規模な建物が林立することを避けることができます。建物の高さの制限を行うこともできます。このように建築基準法の制限をより細かく定めて、その地区にのみ適用されるルールです。

地区計画は豊島区内でも多くの地区で適用されています。西池袋三・四丁目の立教大学南地区では、都市計画道路の整備に合わせて地区計画が導入され、建物も高さに一定の規制が設けられたほか、外壁や屋根の

色を「周辺環境と調和した落ち着いた色調とする」と定められたことから、立教大学に倣ったレンガ色の建物が増えています。



立教大学南地区・幅員 20mの西池袋通り